
H12 建設省告示第 1399 号

耐火構造の構造方法を定める件

(平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1399 号) 最終改正 平成 16 年 9 月 29 日国土交通省告示第 1177 号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第七号の規定に基づき、耐火構造の構造方法を次のように定める。

第 1 壁の構造方法は、次に定めるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 107 条第一号及び第二号に掲げる技術的基準(第一号にあつては、通常の火災による火熱が 2 時間加えられた場合のものに限る。)に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次のイからチまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造(鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが 3cm 未満のものを除く。)で厚さが 10cm 以上のもの

ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが 4cm 以上の鉄網モルタルで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)

ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが 5cm 以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの

ニ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が 8cm 以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが 5cm 以上のもの

ホ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが 3.5cm 以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)

へ 木片セメント板の両面に厚さ 1cm 以上モルタルを塗ったものでその厚さの合計が 8cm 以上のもの

ト 高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが 7.5cm 以上のもの

チ 中空鉄筋コンクリート製パネルで中空部分にパーライト又は気泡コンクリートを充填(てん)したもので、厚さが 12cm 以上であり、かつ、肉厚が 5cm 以上のもの

二 令第 107 条第一号及び第二号に掲げる技術的基準(第一号にあっては、通常の火災による火熱が 1 時間加えられた場合のものに限る。)に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、前号に定める構造とするか、又は次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で厚さが 7cm 以上のもの

ロ 軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが 3cm 以上の鉄網モルタルで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)

ハ 軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが 4cm 以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの

ニ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が 5cm 以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが 4cm 以上のもの

ホ コンクリートブロック造、無筋コンクリート造、れんが造又は石造で肉厚及び仕上材料の厚さの合計が 7cm 以上のもの

三 令第 107 条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあっては、前号に定める構造とすることとする。

四 令第 107 条に掲げる技術的基準(第一号にあっては、通常の火災による火熱が 2 時間加えられた場合のものに限る。)に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、第一号に定める構造とすることとする。

五 令第 107 条に掲げる技術的基準(第一号にあっては、通常の火災による火熱が 1 時間加えら

れた場合のものに限る。)に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ 前号に定める構造とすること。

ロ 第二号に定める構造とすること。

六 令第 107 条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあっては、前号に定める構造とすること。

七 令第 107 条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあっては、前号に定める構造とすることとする。

第 2 柱の構造方法は、次に定めるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 令第 107 条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が 3 時間加えられた場合のものに限る。)に適合する柱の構造方法は、小径を 40cm 以上とし、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造(鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが 6cm 未満のものを除く。)

ロ 鉄骨を塗厚さが 8cm(軽量骨材を用いたものについては 7cm)以上の鉄網モルタル、厚さが 9cm(軽量骨材を用いたものについては 8cm)以上のコンクリートブロック又は厚さが 9cm 以上のれんが若しくは石で覆ったもの

二 令第 107 条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が 2 時間加えられた場合のものに限る。)に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。

イ 前号に定める構造とすること。

ロ 小径を 25cm 以上とし、かつ、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する構造とすること。

(1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造(鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが5cm未満のものを除く。)

(2) 鉄骨を塗厚さが6cm(軽量骨材を用いたものについては5cm)以上の鉄網モルタル、厚さが7cm(軽量骨材を用いたものについては6cm)以上のコンクリートブロック又は厚さが7cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの

(3) 鉄骨を塗厚さが4cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの

三 令第107条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が1時間加えられた場合のものに限る。)に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。

イ 前号に定める構造とすること。

ロ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する構造とすること。

(1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造

(2) 鉄骨を塗厚さが4cm(軽量骨材を用いたものについては3cm)以上の鉄網モルタル、厚さが5cm(軽量骨材を用いたものについては4cm)以上のコンクリートブロック又は厚さが5cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの

(3) 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが5cm以上のもの

第3 床の構造方法は、次に定めるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 令第107条第一号及び第二号に掲げる技術的基準(第一号にあつては、通常の火災による火熱が2時間加えられた場合のものに限る。)に適合する床の構造方法は、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが10cm以上のもの

ロ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が 8cm 以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが 5cm 以上のもの

ハ 鉄材の両面を塗厚さが 5cm 以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)

二 令第 107 条第一号及び第二号に掲げる技術的基準(第一号にあっては、通常の火災による火熱が 1 時間加えられた場合のものに限る。)に適合する床の構造方法は、次のイから八までのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが 7cm 以上のもの

ロ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が 5cm 以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが 4cm 以上のもの

ハ 鉄材の両面を塗厚さが 4cm 以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)

第 4 はりの構造方法は、次に定めるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 令第 107 条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が 3 時間加えられた場合のものに限る。)に適合するはりの構造方法は、次のイから八までのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造(鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが 6cm 未満のものを除く。)

ロ 鉄骨を塗厚さが 8cm(軽量骨材を用いたものについては 7cm)以上の鉄網モルタル、厚さが 9cm(軽量骨材を用いたものについては 8cm)以上のコンクリートブロック又は厚さが 9cm 以上のれんが若しくは石で覆ったもの

ハ 鉄骨を塗厚さが 5cm 以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの

二 令第107条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が2時間加えられた場合のものに限る。)に適合するはりの構造方法は、次のイから八までのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造(鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが5cm未満のものを除く。)

ロ 鉄骨を塗厚さが6cm(軽量骨材を用いたものについては5cm)以上の鉄網モルタル、厚さが7cm(軽量骨材を用いたものについては6cm)以上のコンクリートブロック又は厚さが7cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの

ハ 鉄骨を塗厚さが4cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの

三 令第107条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が1時間加えられた場合のものに限る。)に適合するはりの構造方法は、次のイから八までのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

ロ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造

ハ 鉄骨を塗厚さが4cm(軽量骨材を用いたものについては3cm)以上の鉄網モルタル、厚さが5cm(軽量骨材を用いたものについては4cm)以上のコンクリートブロック又は厚さが5cm以上のれんが若しくは石で覆ったもの

ニ 床面からはりの下端までの高さが4m以上の鉄骨造の小屋組で、その直下に天井がないもの又は直下に不燃材料又は準不燃材料で造られた天井があるもの

第5 令第107条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造とすることとする。

一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

二 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造

三 鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルでふいたもの又は鉄網コンクリート、鉄網モルタル、鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入ガラスで造られたもの

四 鉄筋コンクリート製パネルで厚さ 4cm 以上のもの

五 高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル

第 6 令第 107 条第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造とすることとする。

一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

二 無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造

三 鉄材によって補強されたれんが造、石造又はコンクリートブロック造

四 鉄造
